別表第三労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の項中「第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写」を「第一条の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写第十九条の二十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写」に改める。

別表第四労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の項中「第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付」を「第一条の二の九第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付第十九条の二十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付」に改める。

○厚生労働省令第三十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同条第二項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

第二十八条第一号中「各号の」を削る。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円」を「五万六千七百二十円、四万二千五百四十円又は二万八千三百六十円」に改め、同条第四項中「十万四千七百三十円、七万八千五百五十円又は五万二千三百七十円」を「十万四千五百三十円、七万八千四百円又は五万二千二百七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十三年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十六号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六万四千四百八十円」を「六万四千三十円」に改め、同項第二号中「四万八千四百九十円」を「四万八千百五十円」に改め、同条第二項中「一万三千五百円」を「一万三千四百十円」に改める。

第十五条の見出し中「等」を削り、同条第一号中「百三十四万九千円」を「百三十四万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十三年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十三年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号イ中「0.2821」を「0.2844」に、「1,283.00円」を「1,322.73円」に改め、同号ロ中「0.000000396」を「0.000000413」に、「0.011049」を「0.011206」に改め、同条第二号イ中「一万四千七十三円八十八銭」を「一万五千二百十九円六十六銭」に改め、同号ロ中「〇・〇〇七九〇一」を「〇・〇〇七九一一」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。